

( 事務連絡 )

平成28年4月22日

介護保険サービス事業所 管理者  
居宅介護支援事業所 管理者  
介護予防支援事業所 管理者  
福岡市地域包括支援センター運営法人 責任者

} 様

福岡市保健福祉局介護福祉課長

( 保険給付係 )

平成28年4月熊本地震にかかる避難者への介護サービス提供について (依頼)

日頃より、福岡市介護保険事業にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、本市に避難している被災自治体の介護保険被保険者（以下「避難者」という）が、地震の影響で介護サービスが受けられないという事態が発生しております。

本市においては、厚生労働省各課からの事務連絡を受け、避難者への介護サービスの提供について、避難元市町村別に下記のとおり取扱うことといたしましたので、貴事業所の職員の皆様にご周知のうえご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在のところは、厚生労働省から随時事務連絡がっており、具体的な請求方法等は不確定な状態です。また、新たな事務連絡の内容によっては、下記の取り扱いを変更する可能性がございます。必要に応じて随時ご連絡いたしますのでご了承ください。

記

1 熊本市 別紙1のとおり

2 益城町 別紙2のとおり

3 その他の市町村

当課にて、対象の市町村に対応を確認します。相談を受けた場合は、対応保留のうえ下記担当にご連絡ください。

別紙1に沿った対応が困難な場合等は、下記担当までご相談ください。

ご多忙中恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課

保険給付係：川原・小川・松本

電話：092-733-5452

FAX：092-726-3328

【熊本市】対象者別対応

別紙1

| 対象者                      |                              | 保険者  |     |
|--------------------------|------------------------------|--|-----|
| 熊本市で要介護認定を受けている          | 担当ケアマネジャーが対応可能               | 熊本市  | 熊本市 |
| 福岡市で地域密着型サービス以外のサービスを受ける | 要支援者、または、担当ケアマネジャーが対応不可      | ①福岡市でサービスを提供する。<br>②福岡市で新たな居宅介護支援事業所と契約し新たなケアマネージャーを立て、福岡市でサービスを提供する。後日、ケアマネージャー間でケアプランの調整を行う。要支援者の場合は、後日、熊本市の担当包括支援センターが居宅介護支援事業所と再委託契約を行う。<br>③居宅介護支援事業所から熊本市に要介護認定の有無を確認し、要介護認定を受けていないことが確認できた場合は、熊本市に新規申請(様式はHP参照、郵送可)を行うと同時に、福岡市で暫定ケアプランに基づいたサービスを提供する。やむを得ず申請前にサービスを提供した場合は、後日、熊本市から特例居宅介護サービス費等を支給する。<br>④市民課で転入の手続きを行い、福岡市の被保険者資格を取得させたうえで、サービスを提供する。熊本市で受給資格証明書を発行されていない場合は、保険証または聴き取りにより要介護認定を確認する。<br>⑤市民課で転入の手続きを行い、福岡市の被保険者資格を取得させたうえで、要介護認定申請を受け付けると同時に暫定ケアプランサービスに基づいたサービスを提供する。やむを得ず申請前にサービスを提供した場合は、後日、福岡市から特例居宅介護サービス費等を支給する。<br>⑥取り急ぎサービスの利用を開始させる。後日、熊本市が遡及して事業所の指定を行うため、サービスの提供開始に当たっては事業所から熊本市に利用者や事業所の情報を連絡のうえ、指定申請の打ち合わせをする。<br>※要支援者の場合、担当ケアマネージャーが対応できない場合は、②と同様に対応する。<br>⑦居宅介護支援事業所から熊本市に要介護認定の有無を確認し、要介護認定を受けていないことが確認できた場合は、新規申請(様式はHP参照、郵送可)を行うと同時に暫定ケアプランに基づいたサービスを提供する。やむを得ず申請前にサービスを提供した場合は、後日、熊本市から特例居宅介護サービス費等を支給する。後日、熊本市が遡及して事業所の指定を行うため、サービス利用開始に当たっては事業所から熊本市に利用者や事業所の情報を連絡のうえ、指定申請の打ち合わせをする。 | 熊本市 |
| 福岡市で地域密着型サービスを受ける        | 熊本市で要介護認定を受けていない、または認定の有無が不明 | 熊本市で要介護認定を受けている  | 福岡市 |
| 福岡市で地域密着型サービスを受ける        | 熊本市で要介護認定を受けていない、または認定の有無が不明 | 熊本市で要介護認定を受けている  | 熊本市 |
| 福岡市で地域密着型サービスを受ける        | 熊本市に住民票を移さない                 | 熊本市に住民票を移す   | 福岡市 |

【留意事項】

- ・④⑤の場合は、福岡市各市区民課において、熊本市で転出手続きを行っていない場合、福岡市への転入手続きが行えるよう取り扱います。
- ・④⑤の場合は、福岡市の介護保険料が発生することになります。
- ・熊本市の被保険者資格喪失処理を行うまでは、一時的に保険料が二重払いになる期間がありますが、後日熊本市から還付されます。
- ・要介護度・負担割合等は、保険証により確認してください。保険証の提示ができない場合は、氏名・住所・生年月日・負担割合・要介護度を聴き取りのうえ対応してください。本人が要介護度等を把握していない場合は、熊本市に電話で確認してください。本人が申し出た負担割合と実際の負担割合が異なる場合は、後日利用料が追徴・返還になる可能性があることを説明してください。要介護度の問い合わせ先：熊本市高齢介護福祉課認定給付班 TEL 096-328-2347

【連絡不通り町村】対象者別対応

別紙2

| 福岡市で地域密着型サービスを受ける | 保険者市町村で要介護認定を受けている | 担当ケアマネジャーが対応可能                  | 対応  | 保険者   |
|-------------------|--------------------|---------------------------------|---|-------|
| 福岡市で地域密着型サービスを受ける | 福岡市に住民票を移す         | 担当ケアマネジャーが対応可能                  | ①福岡市でサービスを提供する。   | 従前市町村 |
| 福岡市で地域密着型サービスを受ける | 福岡市に住民票を移さない       | 要支援者、または、担当ケアマネジャーが対応不可         | ②福岡市で新たな居宅介護支援事業所と契約し新たなケアマネジャーを立て、福岡市でサービスを提供する。後日、ケアマネジャー間でケアプランの調整を行う。要支援者の場合は、後日、保険者の担当包括支援センターが居宅介護支援事業所と再委託契約を行う。         | 従前市町村 |
|                   |                    | 保険者市町村で要介護認定を受けていない、または認定の有無が不明 | ③取り急ぎサービスを提供する。後日、特例居宅介護サービス費等の支給について保険者市町村と調整を行う。  | 従前市町村 |
| 福岡市で地域密着型サービスを受ける | 福岡市に住民票を移さない       | 保険者市町村で要介護認定を受けている              | ④市民課で転入の手続きを行い、福岡市の被保険者資格を取得させようとして、サービスを提供する。保険者市町村で支給資格証明書を発行されていない場合は、保険証または聴き取りにより要介護度を確認する。                                | 福岡市   |
|                   |                    | 保険者市町村で要介護認定を受けていない、または認定の有無が不明 | ⑤市民課で転入の手続きを行い、福岡市の被保険者資格を取得させようとして、要介護認定申請を受け付けると同時に暫定ケアプランサービスに基づいたサービスを提供する。やむを得ず申請前にサービスを提供した場合は、後日、福岡市から特例居宅介護サービス費等を支給する。 | 福岡市   |
|                   |                    | 保険者市町村で要介護認定を受けている              | ⑥取り急ぎサービスを提供する。後日、事業所指定について保険者市町村と調整を行う。必要支援者の場合、担当ケアマネジャーが対応できない場合は、②と同様に対応する。   | 従前市町村 |
|                   |                    | 保険者市町村で要介護認定を受けていない、または認定の有無が不明 | ⑦取り急ぎサービスを提供する。後日、特例居宅介護サービス費の支給及び事業所指定について保険者市町村と調整を行う。  | 従前市町村 |

【留意事項】

- ・特例居宅介護サービス費の支給及び事業所指定について、保険者市町村との調整は介護福祉課・高齢者サービス支援課で行い、各事業所様等にご連絡します。
- ・③⑥⑦について、保険者市町村が特例居宅介護サービス費等を支給しない場合や事業所指定を行わない場合は、サービス提供開始日に廻りし住登外者として福岡市の被保険者資格を取得させます。
- ・④⑤の場合は、福岡市各市区市民課において、保険者市町村で転出手続きを行っていても、福岡市への転入手続きが行えるよう取り扱います。
- ・④⑤の場合は、福岡市の介護保険料が発生します。保険者市町村の被保険者資格喪失処理を行うまでは、一時的に保険料が二重払いになる期間がありますが、後日保険者市町村から還付されます。
- ・要介護度・負担割合等は、保険証により確認してください。保険証の提示ができない場合は、氏名・住所・生年月日・負担割合・要介護度を聴き取りのうえ対応してください。本人が申し出た負担割合と実際の負担割合が異なる場合は、後日利用料が追徴・返還になる可能性があることを説明してください。